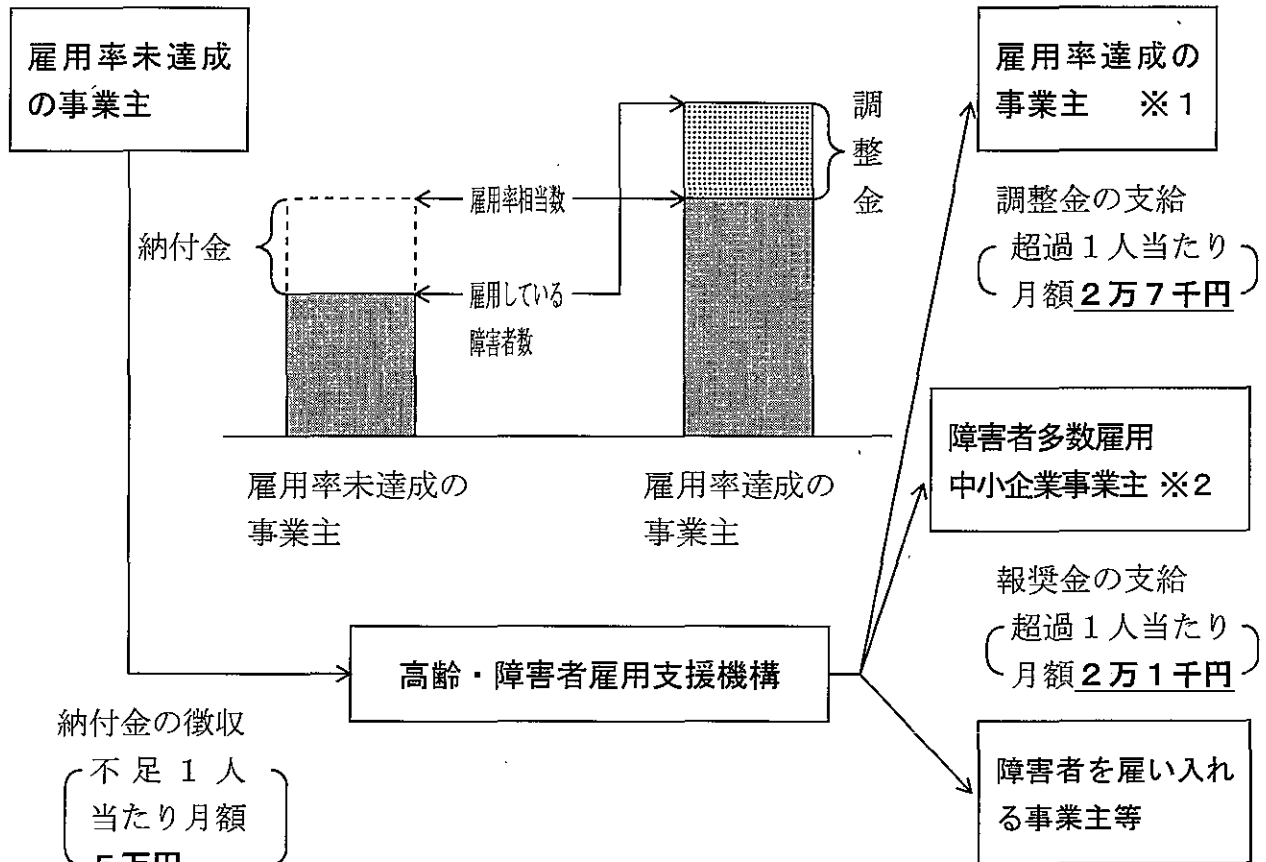


障害者雇用納付金制度の概要

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業（**常用労働者301人以上**）から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者の雇用の促進等を図るための各種の助成金を支給している。



常用労働者301人以上の企業から徴収し、300人以下の中小企業からは徴収していない。

障害者を雇い入れるために、作業施設の設置・整備を行ったり、重度障害者の雇用管理のために職場介助者を配置したりする事業主等に対して助成金を支給

※1 常用労働者301人以上

※2 常用労働者300人以下で障害者を4%又は6人のいずれか多い数を超えて雇用する事業主

* 上記のほか、障害者雇用納付金制度においては、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に仕事を発注した事業主に対して、特例調整金又は特例報奨金を支給している。

障害者雇用納付金制度について

制度の基本的な考え方

障害者雇用納付金制度は、身体障害者または知的障害者の雇用に伴う経済的負担に着目し、経済的側面から事業主の身体障害者または知的障害者の雇用に関する社会連帯責任の履行を求めようとする制度である。

すなわち、納付金制度は、まず第一に、法定雇用率未達成の事業主からその不足数に応じて納付金を徴収し、これを原資として、法定雇用率を超えて身体障害者又は知的障害者を雇用する事業主に対して、調整金を支給することにより、事業主間の身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の平等化のための調整を図り、もって身体障害者又は知的障害者の雇用に関する事業主の共同連帯責任の円滑な実現を目的とするものである。

また、併せて、身体障害者又は知的障害者を雇用する事業主に対する助成、援助を行うことにより、身体障害者又は知的障害者の雇用を容易にするものであり、これらにより、全体として身体障害者又は知的障害者の雇用水準を引き上げようとするものである。

(参考)

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）

（障害者雇用納付金の徴収及び納付義務）

第五十三条 機構は、第四十九条第一項第一号の調整金及び同項第二号から第八号までの助成金の支給に要する費用、同項第八号の二及び第九号の業務の実施に要する費用並びに同項各号に掲げる業務に係る事務の処理に要する費用に充てるため、この款に定めるところにより、事業主から、毎年度、障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。

2 事業主は、納付金を納付する義務を負う。

附 則

（三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置）

第四条 常時三百人以下の労働者を雇用する事業主（特殊法人を除く。以下この条において同じ。）については、当分の間、第四十九条第一項第一号、第五十条並びに第三章第二節第二款及び第六節の規定は、適用しない。

2 厚生労働大臣は、当分の間、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主に対して次項の報奨金及び第四項の在宅就業障害者特例報奨金（以下「報奨金等」という。）を支給する業務を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、当分の間、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主のうち、当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する身体障害者又は精神薄弱者である労働者の数の合計数が、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に第五十四条第三項に規定する基準雇用率を超える率であつて厚生労働省令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数又は厚生労働省令で定める数のいずれか多い数を超える事業主（以下この条において「対象事業主」という。）に対して、その超える数を第五十条第二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の報奨金として支給する。

（第4項から第13項まで 略）